

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 保 険 医 の 登 録

結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の役員住所の変更(二件)

保安林の指定の解除

保安林の指定予定(二件)

◇ 正 誤 昭和五十六年七月鳥取県告示第六百五十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
神崎 裕 士	鳥医第三、〇〇七号	昭和五十八年十二月十二日

### 鳥取県告示第四十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

医療機関名	所在地	指定年月日
小 鴨 薬 局	倉吉市丸山町四七八一	昭和五十九年一月六日

### 鳥取県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり国府土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 青木 廉治	
変更前	岩美郡国府町大字町屋二八七
変更後	岩美郡国府町大字町屋二四六―三

鳥取県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 長田 清太郎	
変更前	倉吉市横田八三
変更後	倉吉市横田九〇―二

鳥取県告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四・一七五七の七五四・一七五七の七五九・一七五七の一一二五（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一七五七の七五五、字中浜二八九〇
  - 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 3 解除の理由  
飛行場用地とするため
  - 二 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町字西浜一七五七の七四二（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 3 解除の理由  
飛行場用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字稲丸二七七の一三、智頭町大字毛谷字州ノ谷三三六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに若桜町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字大茅野二八二の一、字ウシロ山三三二の一、大字落折字稲丸二七七の九〇、二七七の九四、大字中原字奥下ノ谷四七三、字瀧ノ上一〇二七、一〇四四、大字若桜字馬橋一四九八の二、一五〇〇、船岡町大字殿字段ノ谷一三三七、字段ノ谷山七二四の一、佐治村大字津野字一保ヶ谷六五六の一、六六六、用瀬町大字江波字向原一〇〇九の二、智頭町大字毛谷字州ノ谷三三三の一、三三三の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1. 保安林予定森林の所在場所

八頭郡那家町大字殿字芦ヶ谷六三九の二、六五三、大字石田百井字長畑ヶ一九〇の一、字荒神谷七一一、七一六から七一九まで、岩美郡岩美町大字外邑字入道谷上谷五二四、五二四の二、五二四の三、五二六、五二八、気高郡鹿野町大字河内字小谷三七九八の二、三七九九、大字鷲峰字宮尾一四七九、字渡り手一二二二、一二三八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市卯垣一丁目三〇一・三〇二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷四二六、字岩城谷四五〇、国府町大字上地字森谷八四八

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所、若桜町役場、船岡町役場、佐治村役場、用瀬町役場、智頭町役場、那家町役場、岩美町役場、鹿野町役場及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

昭和五十六年七月鳥取県告示第六百五十二号（土地改良区役員の就退任について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
十	上	十	三八一	三八一―五
十	上	十一	二九一四	一一九一四